

児童相談所一時保護所 指導員（児童指導員）

【任用候補者名簿登録者】

※選考の結果、合格された方は任用登録者名簿に登録します。

ご本人様の希望、児童相談所・一時保護所の開設準備状況等を踏まえ、任用開始日を決定します。

1. 募集内容

職種	一時保護所指導員（児童指導員）
登録人数	若干名
業務内容	児童相談所設置推進課で、これまでの経験を活かし、一時保護所設置に向けた運営体制や保護児童の支援体制を検討し、整備する。

児童相談所・一時保護所開設後の業務内容

- ・児童指導員としての経験を活かし、一時保護児の生活指導、学習指導、行動観察・診断、緊急対応等、一時保護業務を行う。
- ・他の児童指導員・保育士に一時保護児への対応や行動診断について専門的知見と経験から指導や助言を行う。

2. 募集要件・受験資格

次の（ア）及び（イ）をいずれも満たす人

（ア）児童指導員の任用資格を有する人

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第四十三条）【別紙3参照】

（イ）他自治体の児童相談所において保護担当部門の係長経験者または一時保護所や児童養護施設等で児童指導員として5年以上の経験がある人もしくはそれに準ずる業務経験のある人

3. 勤務条件

任用期間	令和4年3月31日まで（任用開始日はご相談の上決定します。）
勤務地	児童相談所設置推進課 奈良市役所1階（二条大路南一丁目1番1号）
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで（休憩1時間）
勤務日数	週4日勤務 ※一時保護所開設後は夜間の勤務があります。
報酬	月額 229,125円 ※時間外勤務手当の支給あり。 ※通勤手当相当分の支給あり（片道2km以上の場合、上限あり）。 ※期末手当の支給あり。（年2回 6月・12月）
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始、月曜日から金曜日のうち所属長が指定する日
休暇	年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇等）
服務	地方公務員法の服務に関する規定が適用となります。
条件付採用	地方公務員法第22条及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は全て条件

	付のものとし、採用後1か月間を良好な成績で勤務した時に会計年度任用職員として正式採用となります。
社会保険	健康保険・厚生年金保険・雇用保険 ※年齢により介護保険に加入
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。

※条例・規則の改正等に伴い、変更となる場合があります。

4.申込方法等

申込方法	奈良市会計年度任用職員登録申込書兼履歴書に必要事項を記入し、必要書類と一緒に児童相談所設置推進課へ郵送または持参してください。 ご不明な点は下記問い合わせ先までお気軽にご相談ください。
試験の方法	(1) 書類選考(※提出書類は返却いたしません) <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市会計年度任用職員登録申込書兼履歴書 ・ 募集要件に該当する資格がわかるもの (資格証の写し・成績証明書の写し等) ・ 小論文 800字程度 テーマ「一時保護所における安全確保と権利擁護の在り方」 (手書き・Word形式いずれも可、手書きの場合は市販の原稿用紙(400字詰め)2枚程度) (2) 面接選考 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別面接
結果通知	選考結果を本人宛に郵送します。 合格の場合は、任用候補者登録名簿に登載します。
登録後の連絡等	申込書に記載している連絡先の変更や、他に就職先が決定した等、勤務を希望しなくなった場合等は速やかに申込先へ連絡してください。
任用予定日	ご本人様の希望、児童相談所・一時保護所の開設準備状況等を踏まえ、任用開始日を決定します。

問い合わせ・申込先

<住所>〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所

<担当課>児童相談所設置推進課

<電話番号>0742-93-6595

<受付時間>土日及び祝日を除く 午前9時～午後5時